**令和６年度まちづくりPR動画制作業務委託**

**仕様書**

**１．業務名**

令和６年度まちづくりPR動画制作業務委託

**２．業務の趣旨・目的等**

本市の玄関口でもある勝田駅周辺地区は，まちのシンボルとなる新中央図書館の整備を進めるほか，快適で安心して歩ける歩行空間を確保することで，まちなかの回遊性向上を図るとともに，水と緑に囲まれた親水性中央公園を活かし，市民が集い憩うことができる空間を創出するなど，居心地の良いまちなかを創出する事業を進めている。また，表町商店街周辺や親水性中央公園などでは，都市空間を活かした民間主体のイベントが定期的に行われ，新たなイベント企画も増えている。

こうした状況の中で，新たな人の流れや相乗的なまちの賑わいの創出につなげていくため，中心市街地（勝田駅周辺地区）の魅力の認知度向上やまちづくりに資する積極的なイベント等開催への機運を高めるため，PR動画を作成しプロモーションを実施する。また，イベントの開催を通した官民連携のまちづくりを後押しすることで，本市の総合計画に掲げる「シビックプライドを高めるまちづくり」の推進に寄与する。

**３．業務委託期間**

　　契約日の翌日から令和７年３月31日（月）まで

**４．業務の範囲**

　（１）まちづくりPR動画の制作

　（２）動画を活用したプロモーション

**５．業務内容**

**（１）まちづくりPR動画の制作**

**①　企画・構成**

プロポーザルでの企画提案内容を基に，本市と協議を行い，構成を決定する。決定した内容を基に，脚本やデザイン等を作成する。

**②　取材・映像作成**

企画構成に基づき，必要な動画素材の取材・撮影や調達，作画等を行う。

**③　編集**

動画の編集を行い，音響・ＢＧＭ・声優等によるセリフ・ナレーション等を効果的に入れる。また，完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

**④　調整業務等**

制作に関する関係機関等への連絡調整，取材交渉，出演交渉，撮影許可申請等を必要に応じて随時行う。場合によっては本市と協力し行う。

**⑤　権利確認**

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉，処理に関する業務を契約履行完了までに行う。

**（２）動画を活用したプロモーション**

　プロポーザルでの企画提案内容を基に，委託者と協議し情報発信方法を決定する。決定した内容を基に情報発信を行うとともに，効果測定を実施すること。効果的な発信に必要となる素材・文章等の制作及び提供を行うこと。なお，提案に際しては，再生回数あるいはそれに類する，効果測定の可能な具体的目標値等を提示すること。

　なお，本プロモーションには委託者との協議により，委託者の有する以下の媒体を活用できるものとする。（・YouTube・Instagram・[TikTok（開設予定](https://www.tiktok.com/ja-JP/)）・Ｘ・note・勝田駅デジタルサイネージ等）

**（３）実施体制**

・適切かつ円滑に業務を実施する体制を構築し業務責任者を選任するとともに，発注者との連絡調整を適切に行うこと。

・契約後，着手届・業務主任者選任通知書・工程表を速やかに市に提出すること。

1. **映像制作物の種類・構成等**
2. **構成**

中心市街地（勝田駅周辺地区）の魅力及び都市空間を活かしたイベント等の魅力を，視聴者を引き付けるストーリー性のある映像と最新の編集技術を用いて構成する。

●１分未満の縦型ショート動画形式を採用し、全10本程度で構成する。

●「令和６年度親水性中央公園活性化事業推進業務委託公募型プロポーザル」により決定し実施するイベントは必須項目とする。

●構成素材の候補となるイベント等については別紙「発信素材候補一覧」を参考にすること。

●構成及び取材素材等については，契約決定後，委託者と協議の上決定する。

1. **映像の条件**

・映像の解像度はフルハイビジョン以上とする。

・映像制作するための最新鋭の機材や映像技術の活用，音響・ＢＧＭの選定などを行い，視聴者の心を掴むような映像に仕上げること。

・ＳＮＳ，デジタルサイネージ等での掲載・発信媒体を想定し動画を制作すること。

**７．著作権**

・本業務の実施により完成した映像等の著作権は，本市に帰属するものとし，利用及び複製，再編集は本市において自由に行うことができるものとする。

・タレント起用，音楽等の使用については，権利保有者との交渉，契約締結，契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また，それに伴い発生する経費については，すべて委託金額内で実施すること。

・著作権等に関する紛争が生じた場合は，受託者の責任において対応するものとし，本市はその責任を負わない。

**８．成果品の納入及び委託金の支払いについて**

**（１）納品物**

・映像のマスターデータ

ⅯＰ４形式（1080×1920）等発信に適した形式で納品

・制作にあたり撮影した映像を全て記録したメディア　１部

・発信係る素材一式

・事業完了報告書（紙印刷２部、PDFデータ）

　制作動画のコンセプト・動画制作後のプロモーションに関する分析・効果検証の結果等を記載すること。

**（２）納品期限及び業務期間**

・まちづくりPR動画の制作：令和７年２月２８日（金）まで

・動画を活用したプロモーション：令和７年２月２８日（金）まで

・事業完了報告書　令和７年３月７日（金）まで

　※納品・発信計画については，構成内容と合わせて別途協議すること。

**（３）支払い**

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

**９．成果物の権利関係**

（１）　本業務の履行における４．（５）までに掲げる成果物の所有権は，ひたちなか市に帰属するものとする。

（２）　成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には，受託者は当該著作物に係る受託者の著作権（同法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に，ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において，受託者は，当該著作権の譲渡以降，著作者人格権を行使しないものとする。

**１０．留意事項**

（１）　本仕様書に基づく作業に関し，第三者の肖像権，所有権，著作権等を侵さないこと。また，第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は，当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き，受託者の責任，負担において一切を処理すること。この場合，ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは，受託者に通知し，必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

（２）　本業務の遂行にあたり，受託者は，契約履行期間内及び履行期間の満了後において，業務上知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。また，業務の過程において第三者に情報の漏洩が無いよう，十分な対策を講じる義務を負うものとする。

（３）　受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し，又は請け負わせることはできない。ただし，あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

（４）　疫病，食中毒，暴風雨，地震，火災，暴動その他発注者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により業務が困難になった際，受注者に損害が生じる場合においても，発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また，受注者はその責めに帰する事由により，業務に関し，発注者又は第三者に損害を与えたときは，その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

**１１．協議**

　　この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については，発注者と協議のうえ決定すること。